

二地域居住の促進について

令和8年9月

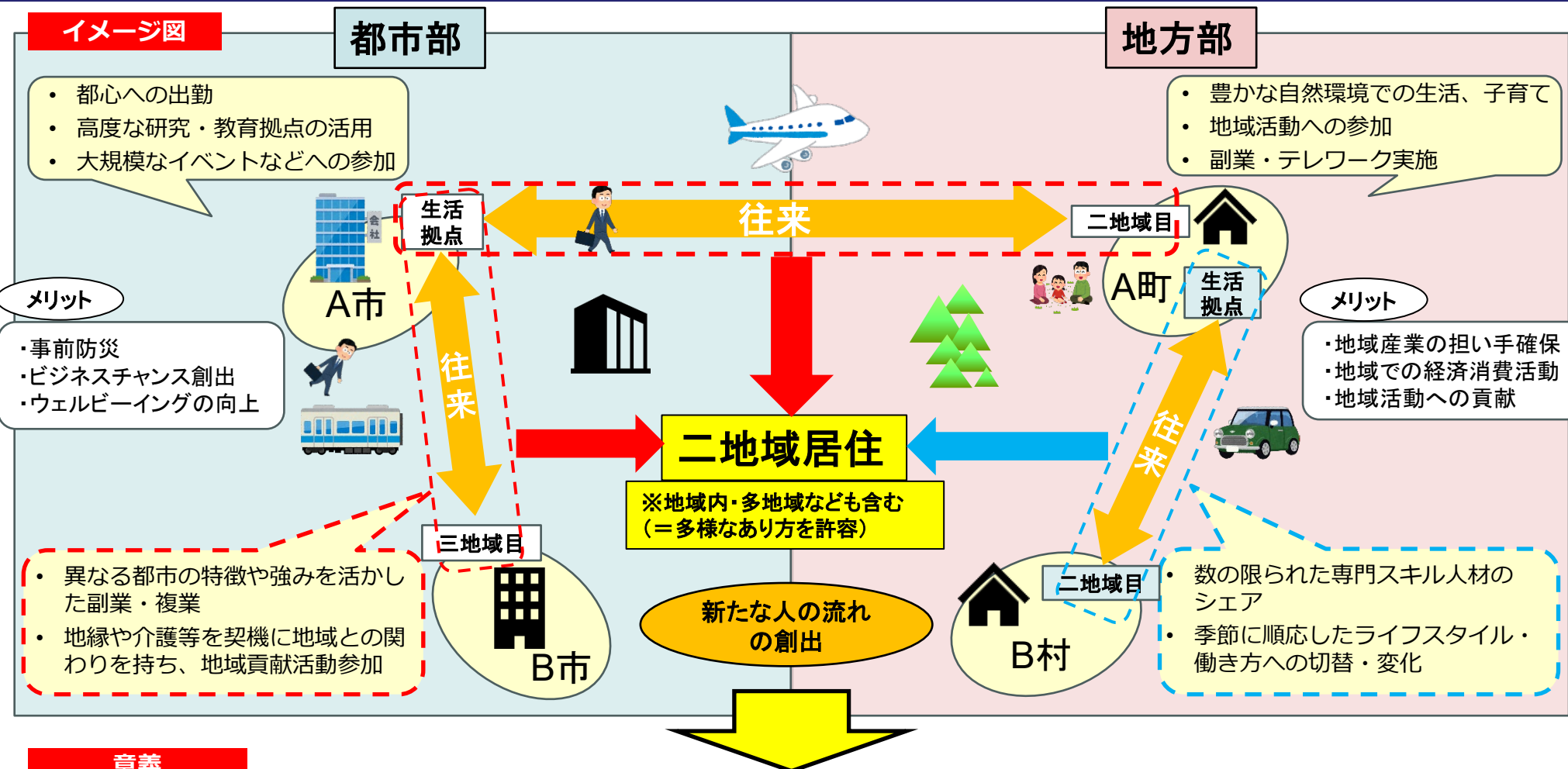
国土交通省 国土政策局

「二地域居住」とは

二地域居住とは

- 二地域居住とは、主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点（ホテル等も含む。）を設ける暮らし方
- 法律上では、「特定居住（当該地域外に住所を有する者が定期的な滞在のため当該地域内に居所を定めることをいう。）」と定義。

イメージ図

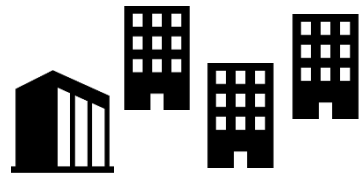


意義

- 地域の担い手の確保、消費の拡大、地域資源の付加価値向上（社会的意義） → **人材をシェアし、複数の地域・役割で活躍してもらう**
- 働き方・暮らし方・生き方の充実、ウェルビーイングの向上（個人的意義） → 一度だけの人生を**多様な場所とやりがい**で楽しむ
- 災害時のいざという時の避難場所の確保（事前防災） 等 → 万が一の際の**リスク分散**

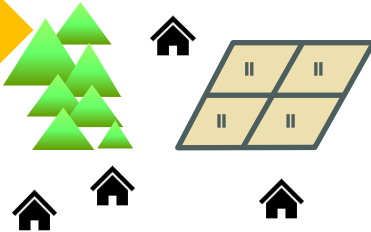
「二地域居住」とその促進の全体概要

【社会】人口減少を前提に、人口を奪い合うのではなく、ひとりの人材を複数の地域・役割で活用する
【個人】一回だけの人生を多様な場所とやりがいで楽しむ／万が一のリスクを分散する



- 都心オフィスへの出勤
- 高度な研究・教育拠点の活用
- 大規模なイベントや文化活動への参加
- 海外との交流

往来



- 自然豊かな環境における生活・子育て
- 副業やテレワークの実施
- 地域交流・地域活動への参加
- ルーツや縁のある地域への貢献

※都市・地方間だけでなく、地方部と別の地方部との二地域・多拠点居住など多様なあり方が含まれる。



全国二地域居住等促進 官民連携プラットフォーム

- ・自治体・民間事業者・NPOが1000者以上参加
- ・関係制度や民間サービス等の情報共有
- ・分野ごとの議論や提言
- ・官民のマッチング

二地域居住の情報・連携の基盤
まずは参画を！

二地域居住促進制度(2024年法改正)

「作る」で疲れない
市町村で気軽に策
定できる
特定居住促進計画

法人格さえあれば
市町村長の指定を
受けられる
特定居住支援法人

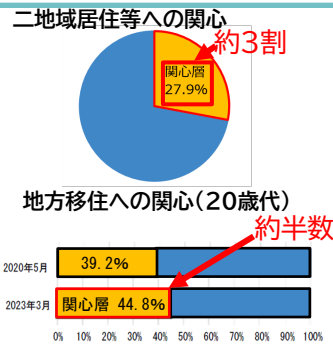
制度的・予算的支援

何はともあれ、困ったり、迷ったり、気
になったり、話したくなったら
国土交通省国土政策局地方政策課
二地域居住担当へ！！

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律

背景・必要性

- コロナ禍を経て、UIターンを含めた若者・子育て世帯を中心とする二地域居住へのニーズが高まっていることから、地方への人の流れの創出・拡大の手段として、二地域居住の促進が重要。しかし、その促進に当たっては、「住まい」「なりわい(仕事)」「コミュニティ」に関するハードルが存在。
- このため、二地域居住者向けの住宅、コワーキングスペース、交流施設等の整備や、市町村による地域の実情を踏まえた居住環境の整備の取組に対する制度的な支援が必要。
- そこで、**二地域居住**の促進を通じた広域的地域活性化のための基盤整備を一層推進し、**地方への人の流れの創出・拡大**を図ることが必要。



法律の概要

1 【都道府県・市町村の連携】 二地域居住※1促進のための市町村計画制度の創設

※1法律上は「特定居住」

- ・ 都道府県が**二地域居住**に係る事項を内容に含む広域的地域活性化基盤整備計画を作成したとき、市町村は二地域居住の促進に関する計画(**特定居住促進計画**)を作成可能
- ・ 特定居住促進計画には、地域における**二地域居住に関する基本的な方針、拠点施設の整備に関する事項**等を記載するものとし、当該計画に定められた事業の実施等について**法律上の特例**を措置(住居専用地域において二地域居住者向けのコワーキングスペースを開設しやすくする等)
- ⇒ 空き家改修・コワーキングスペース整備について支援<予算>
- ・ 市町村は、都道府県に対し、**二地域居住**に係る拠点施設と重点地区をその内容に含む**広域的地域活性化基盤整備計画の作成**について提案が可能

都道府県 (広域的地域活性化基盤整備計画)

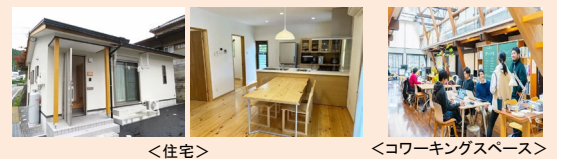
- ✓ 広域からの来訪者(観光客等)を増加させるインフラ(アクセス道路等)の整備事業等【現行】
- ✓ **二地域居住**に係る拠点施設【新設】
- ✓ その整備を特に促進すべき重点地区【新設】

⇒ インフラ整備(都道府県事業)について社会資本整備総合交付金(広域連携事業)により支援<予算>

市町村 (特定居住促進計画)【新設】

- ✓ 特定居住促進計画の区域
- ✓ **二地域居住**に関する基本的な方針(地域の方針、求める二地域居住者像等)
- ✳ 住民の意見を取り入れた上で公表し、地域と二地域居住者とを適切にマッチング
- ✓ **二地域居住**に係る拠点施設の整備
- ✓ 二地域居住者の利便性向上、就業機会創出に資する施設の整備
- ✳ 事業の実施等について法律上の特例を措置

▼整備イメージ



2 【官民の連携】 二地域居住者に「住まい」「なりわい」「コミュニティ」を提供する活動に取り組む法人(二地域居住等支援法人※2)の指定制度の創設

※2法律上は「特定居住支援法人」

- ・ 市町村長は**二地域居住促進に関する活動を行うNPO法人、民間企業(例:不動産会社)等を二地域居住等支援法人として指定可能**
- ・ 市町村長は空き家等の情報、仕事情報、イベント情報などの関連情報を情報提供(空き家等の不動産情報は本人同意が必要)
- ・ 支援法人は、市町村長に対し、特定居住促進計画の作成・変更の提案が可能
- ⇒ 支援法人の活動について支援<予算>

3 【関係者の連携】 二地域居住促進のための協議会制度の創設

- ・ 市町村は、特定居住促進計画の作成等に関し必要な協議を行うため、当該市町村、都道府県、二地域居住等支援法人、地域住民、不動産会社、交通事業者、商工会議所、農協等を構成員とする**二地域居住等促進協議会※3を組織可能**
- ※3法律上は「特定居住促進協議会」

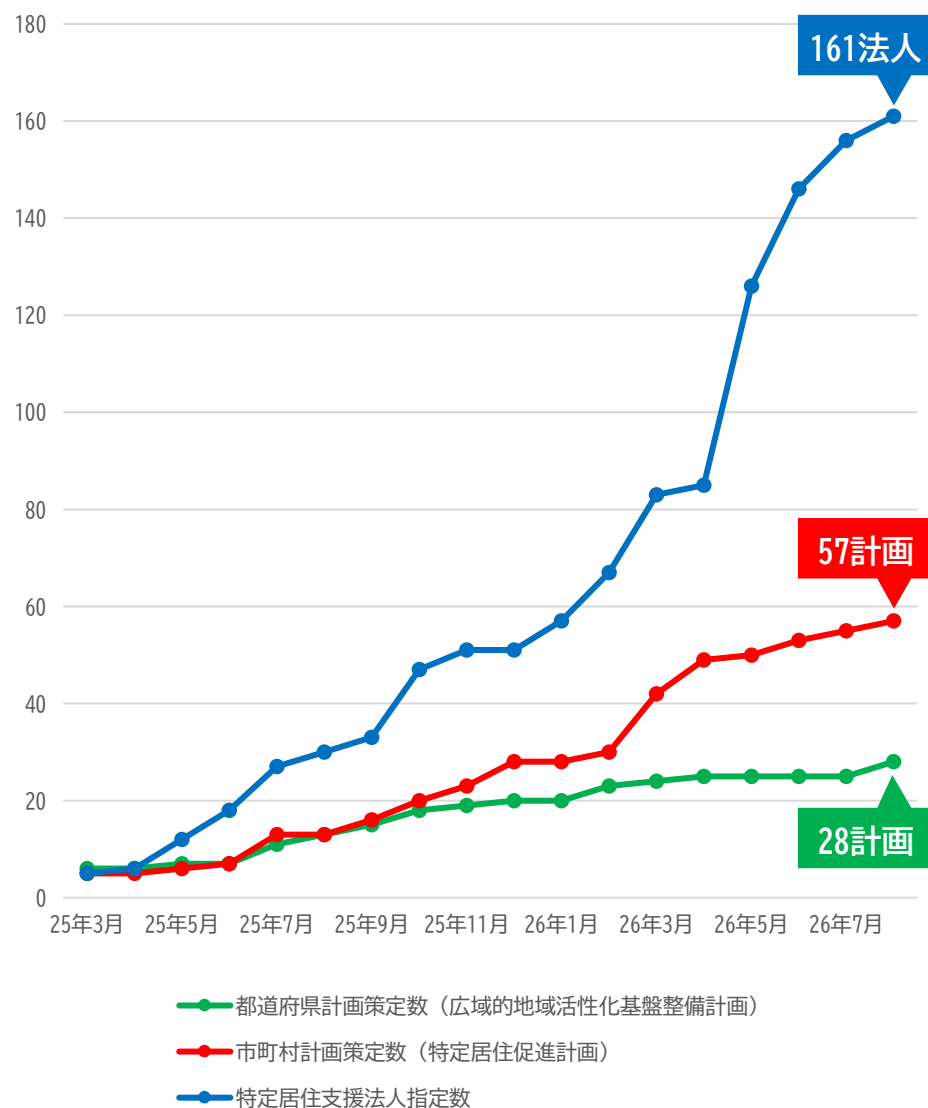
【目標・効果】二地域居住の促進により、地方への人の流れの創出・拡大を図る(KPI)

- ①特定居住促進計画の作成数:施行後5年間で累計600件
- ②二地域居住等支援法人の指定数:施行後5年間で累計600法人

二地域居住 計画策定・法人指定数 (R8. 8. 31時点国交省把握分)

都道府県名	都道府県計画	市町村計画	支援法人	都道府県名	都道府県計画	市町村計画	支援法人
北海道	1	6	29	滋賀県	0	0	0
青森県	1	1	1	京都府	1	1	0
岩手県	0	0	4	大阪府	0	0	0
宮城県	1	2	5	兵庫県	1	1	3
秋田県	1	3	6	奈良県	0	0	0
山形県	1	3	3	和歌山県	1	4	9
福島県	1	1	2	鳥取県	1	2	8
茨城県	1	1	1	島根県	0	0	1
栃木県	1	1	4	岡山県	0	0	1
群馬県	0	0	1	広島県	1	1	5
埼玉県	1	0	0	山口県	0	0	0
千葉県	0	0	2	徳島県	0	0	0
東京都	0	0	1	香川県	1	1	5
神奈川県	0	0	1	愛媛県	0	0	1
新潟県	1	3	12	高知県	1	2	1
富山県	1	1	1	福岡県	0	0	1
石川県	1	1	1	佐賀県	0	0	0
福井県	0	0	0	長崎県	1	2	3
山梨県	1	1	2	熊本県	1	3	2
長野県	1	5	9	大分県	1	2	3
岐阜県	1	1	1	宮崎県	0	0	0
静岡県	1	5	16	鹿児島県	1	1	9
愛知県	0	0	0	沖縄県	0	0	0
三重県	1	2	7	合計	28	57	161

【参考】計画策定・法人指定数推移



全国二地域居住等促進官民連携プラットフォームについて

- 官民で連携して二地域居住等を促進していくためのプラットフォームを令和6年10月に設立（地方公共団体中心の「全国二地域居住等促進協議会」を発展的に改組）
- 6者（官3、民3）が共同代表（任期1年）となり、全国1,410の団体が「会員」として参画

公式ホームページ
<https://2chiiki.org/>



< 会員構成 >（令和8年8月31日時点）

- 地方公共団体（813）
 - ・都道府県
 - ・市区町村
 - ・会費は当面の間、無料
 - ・申込み随時受付中
- 関係団体、民間事業者等（597）
 - ・二地域居住関連事業者
 - ・移住等支援機関
 - ・不動産関係団体
 - ・交通関係団体
 - ・報道機関 等

共同代表（6者）

- ・長野県
- ・和歌山県田辺市
- ・栃木県那須町（運営事務局兼務）
- ・ANAホールディングス
- ・シェアリングエコノミー協会
- ・日本航空

専門部会

- ・検討テーマ別に開催
- ・会員ニーズを踏まえた中長期課題についての検討 等

- ・共同代表が必要と認める場合には、官民PFに専門部会を置くことができる。
- ・専門部会を置く場合には、部会長は、会員の中から共同代表が指名する。



官民の接点

- ・名刺交換会
- ・シンポジウム
- ・セミナー 等



協力

国土交通省、内閣官房・内閣府、金融庁、こども家庭庁、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省

【主な活動内容】

- 二地域居住等の促進に関する施策、事例等の情報の交換と共有、発信
- 二地域居住等の促進に共通する具体的課題等について、対応方策の協議・検討
- 二地域居住等の促進に係るノウハウ等の周知・普及、機運醸成
- 二地域居住等の促進のための実践的な政策検討・提言等
- 官民のマッチング促進、出会いの場の提供 等

キックオフイベントの様様（令和6年10月）



二地域居住推進フォーラム2025（主催イベント）の様様



全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム 提言手交

【日時】 令和8年5月27日（水） 14：50～15：05

【場所】 佐々木国土交通副大臣室

【受領者】

佐々木紀 国土交通副大臣

【手交者】

長野県 企画振興部

和歌山県 田辺市

栃木県 那須町

日本航空 関係・つながり創造部

(一社)シェアリングエコノミー協会

塩原昭夫 次長兼参事

真砂充敏 市長

高久祐一 課長

関谷岳久 部長

石山アンジュ 代表理事

手交時の様子



提言のポイント

- ✓ 二地域居住の促進は、地域の担い手不足や就労・収入確保機会の拡大に加え、都市住民のウェルビーイング向上、地域活性化や防災にも資することから、既存のモデル形成への支援を継続・拡充すること
- ✓ 自治体財源の確保のため、特別交付税措置やふるさと納税のさらなる活用を進めるとともに、一部の自治体が単独財源で既に措置している移動費等の負担軽減に関しても対象に含めるなど制度を拡充すること
- ✓ ふるさと住民登録制度について、「プレミアム登録者」に対して交通券等の返礼品を認めるなどふるさと納税との連携を図るとともに、二地域居住モデル事業との連携も含め、自治体や民間各種サービスとの連携をできるように設計・運用すること
- ✓ 二地域居住者が地域の担い手となるための副業・複業・兼業について、制度運用上の課題を整理し、啓発を図る等のさらなる普及に努めること
- ✓ 特定居住支援法人の広域での活動を後押しする観点から、同プラットフォームが検討している広域型の認証等の状況を踏まえ、必要に応じた運用の改善・見直しを諮ること
- ✓ マッチング基盤の整備や事例の横展開等の同プラットフォームの機能・役割への支援を継続・拡充すること

二地域居住の促進についてのR9年度当初予算要求概要 **拡充**

要求額: 642百万円(前年度: 26百万円)
うち投資枠: 600百万円

- 二地域居住の促進に向け、特定居住支援法人による二地域居住者と地域のニーズのマッチングを図るとともに、二地域居住による地場産業の成長等に繋がる官民連携のモデル的な取組を支援する。併せて、これまでの取組事例から明らかになった課題の整理・検討を進め、更なる二地域居住の促進に繋げる。

※骨太方針2026（抜粋）

・二地域居住も活用した地域生活圏と新たな広域圏の形成や、令和の都市（まち）リノベーションによる稼ぐ力と防災力の強化や都市の広域連携等を通じ、コンパクト・プラス・ネットワークの深化・発展等を図る。

※地域未来戦略（抜粋）

・地域金融機関・特定居住支援法人等による中堅・中小企業の人材確保への支援（「政策パッケージ」抜粋）

・人材シェアに向けた特定居住支援法人の取組の推進や官民連携プラットフォームでの普及啓発を継続し、案件の形成やその後の横展開を図る。

二地域居住の促進に向けた支援の内容

特定居住支援法人によるマッチングの支援（要求額：417百万円）

二地域居住を希望・実行する者と地域の人材ニーズとのマッチングを図る。特に、地域経済の成長を図る観点から地場産業の担い手確保などの取組への支援を重点的に支援する。

＜取組の内容例＞

- 二地域居住希望者と地域コミュニティの接続
- 地場産業の担い手確保
- 都市部高度人材の活用 等



地域コミュニティとの接続



地場産業との担い手マッチング



都市部高度人材の呼び込み

二地域居住の促進に向けた先導的な施策の実装（要求額：200百万円）

二地域居住による地場産業の担い手・人材確保をはじめとした地域経済の成長に資する不動産会社等の民間事業者や自治体等によるハード・ソフト一体的な実証モデル事業の実施を支援する。

＜取組の内容例＞

- 広域的な担い手・人材の確保
- 災害時の避難に資する事前防災等危機管理体制
- 空き家の改修等の地域資源の有効活用 等



空き家の改修（お試し居住施設）



コワーキングスペース



事前防災

二地域居住等の更なる普及・定着に向けた課題整理及び対応策検討調査（要求額：25百万円） **拡充**

これまでの二地域居住のモデル的な取組事例などから抽出・洗い出された制度等の課題について、解決・対応策の議論・検討を進めることで、二地域居住の促進におけるボトルネックの解消に繋げる。

二地域居住を通じ、地域経済の成長等による地域の活性化を実現する